

磐田市要配慮者 避難支援計画

令和5年6月

静岡県磐田市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	
2 位置づけ	
3 用語解説	
第2章 避難支援体制	3
1 支援体制	
2 役割分担	
第3章 避難支援の実施体制	7
1 避難支援の実施体制	
2 情報伝達体制	
3 要配慮者の避難支援方法等の普及	
4 避難支援訓練の実施	
5 安否確認情報の収集体制	
6 突発型災害（大規模地震）への要配慮者対応について	
第4章 避難所における支援体制	10
1 要配慮者の避難について	
2 指定避難所における支援体制	
3 福祉避難所の設置と支援体制	
第5章 避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成	14
1 避難行動要支援者の把握	
2 避難行動要支援者名簿の作成	
3 避難行動要支援者（同意者）名簿の作成及び情報提供	
4 個別避難計画等の作成	
5 個別避難計画等の管理及び情報共有	
6 避難行動要支援者（同意者）名簿及び個別避難計画の活用	

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、被害をできる限り少なくすることは可能です。そのためには、市がその責務を果たすことはもとより、市民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の責務を果たすことが求められています。

市では、平成23年12月16日に「災害に強い地域づくり条例」を施行し、災害から「自らの命は自ら守る。」「自らの地域は自ら守る。」という考えのもと、安心して生活できる地域づくりを推進するため、家庭、地域、行政等の相互の協力による防災対策を進めています。

本条例に示している「要配慮者への配慮」は、過去の大災害の犠牲者が要配慮者といわれる高齢者や障がい者、子ども、外国人等に集中したことから定められた条項です。一方、国でも避難行動要支援者名簿作成が市へ義務付けられた東日本大震災、そして個別避難計画作成が市の努力義務とされた令和元年台風19号など、大災害の経験を踏まえて災害対策基本法の改定が行われています。

磐田市要配慮者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）は、地震や風水害などの災害に備え、要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確に支援を実施するための体制の構築を目指します。

2 位置づけ

避難支援計画は、本市地域防災計画の下位計画として、地域防災計画に定めた要配慮者の避難支援の具体的なあり方を示すものです。

3 用語解説

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいいます。

具体的には、日常生活で支援が必要な人、行動や情報の入手等に制約を受けている人、自力で迅速に避難することが困難な人等をいいます。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、自ら避難することが困難な在宅の者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

(3) 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

(4) 避難支援等実施者

避難行動要支援者の近所に住み、災害発生時等に、災害に関する情報を伝え、一緒に避難する等の支援を行う者をいいます。

ただし、避難支援等実施者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提となるため、避難行動要支援者を支援できなかったとしても責任を負うものではありません。

(5) 避難行動要支援者（対象者）名簿

市が把握している避難行動要支援者を名簿化したもので、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎資料として使用するものです。

(6) 避難行動要支援者（同意者）名簿

平常時から避難支援等関係者への情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿で、災害発生時等の円滑かつ迅速な避難を実施するため、避難支援等関係者へ提供します。

(7) 個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法等を本人と避難支援等関係者が打合せを行って作成する計画です。計画は、実効性のある避難支援等がなされるために必要な情報が共有できるように、災害発生時等に避難支援を行う者等を記載したものです。

(8) 福祉避難所

バリアフリー対策等が施され、家族等と一緒に避難した要配慮者が在宅で提供されていた福祉サービス等が継続して受けられるよう、一定の基準に適合する施設を市が福祉避難所として指定したものをいいます。

第2章 避難支援体制

1 支援体制

平常時、災害時とも、市関係部署と地域関係組織、その他関係機関の連携と参加により、要配慮者避難支援体制の周知啓発を行うとともに要配慮者の避難訓練、災害発生時等の避難誘導、安否確認、安心して避難所生活を送ることができる体制づくりを行います。

(1) 市の体制

平常時には、被災リスクの高い要配慮者情報の共有と避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成依頼及び支援、要配慮者参加型防災訓練の実施支援、広報等を行います。

災害時には、避難準備・高齢者等避難の発令及び伝達、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、各避難所との連携・情報共有、福祉避難所の開設及び支援を行うため、福祉課に要配慮者支援班、高齢者支援課に福祉避難所運営班、各避難所に避難所開設班を設置します。

(2) 地域の体制

自主防災会、民生委員・児童委員、福祉委員等が連携を進め、地域の実情に合わせた役割分担・情報の共有化を図り、要配慮者の避難支援体制を構築します。

(3) 関係機関との連携体制

市社会福祉協議会、社会福祉施設、県災害関係部署等は、市福祉担当部局、災害発生時等においては、市災害対策本部等と連携し、個別避難計画の作成、避難施設の確保、ボランティア等の人材確保等について、協力、助言を行います。

2 役割分担

避難支援計画は、自助、共助、公助の役割として、市、自主防災会(自治会)、民生委員・児童委員、その他関係機関の役割を以下のとおり示します。

(1) 市

① 福祉課

〈平常時〉

- ア 被災リスクの高い要配慮者の把握
- イ 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への情報提供
- ウ 自主防災会等へ個別避難計画の作成・更新の依頼及び支援
- エ 避難行動要支援者制度の周知啓発
- オ 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発
- カ 要配慮者参加型の避難訓練の実施支援

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者(対象者)名簿を自主防災会へ提供
- イ 要配慮者支援班を設置し、避難所、関係機関と連携した要配慮者支援

② 高齢者支援課

〈平常時〉

- ア 福祉避難所等の避難施設及び運営体制の整備
- イ 福祉避難所等への必要物資の仕分、備品の確保、環境整備

〈災害時〉

- ア 福祉避難所を開設し、指定避難所との連携
- イ 避難所、関係機関と連携した要配慮者支援

③ 危機管理課

〈平常時〉

- ア 避難所の運営体制の整備
- イ 要配慮者参加型の避難訓練の実施支援
- ウ 避難準備・高齢者等避難開始等の情報伝達体制の整備
- エ 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発

〈災害時〉

- ア 避難所開設指示
- イ 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達
- ウ 避難・安否確認等の状況把握

(2) 地 域

① 自主防災会

〈平常時〉

- ア 地区内の要配慮者の把握と支援
- イ 民生委員・児童委員、福祉委員、要配慮者の近隣住民等と連携した個別避難計画作成及び更新
- ウ 要配慮者参加型の避難支援訓練の実施

〈災害時〉

- ア 個別避難計画に基づき、避難行動要支援者及び避難支援等実施者へ情報伝達
- イ 市から提供された避難行動要支援者（対象者）名簿等に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導
- ウ 要配慮者に配慮した避難所の運営（要配慮者班等の設置）

② 民生委員・児童委員

〈平常時〉

- ア 自主防災会（自治会）が行う要配慮者把握への協力
- イ 自主防災会（自治会）が行う個別避難計画作成支援

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者及び避難支援等実施者へ避難指示・高齢者等避難等の情報伝達の協力
- イ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導への協力
- ウ 避難所での要配慮者支援への協力

③ 福祉委員

〈平常時〉

- ア 要配慮者の見守り活動
- イ 自主防災会（自治会）が行う個別避難計画作成支援

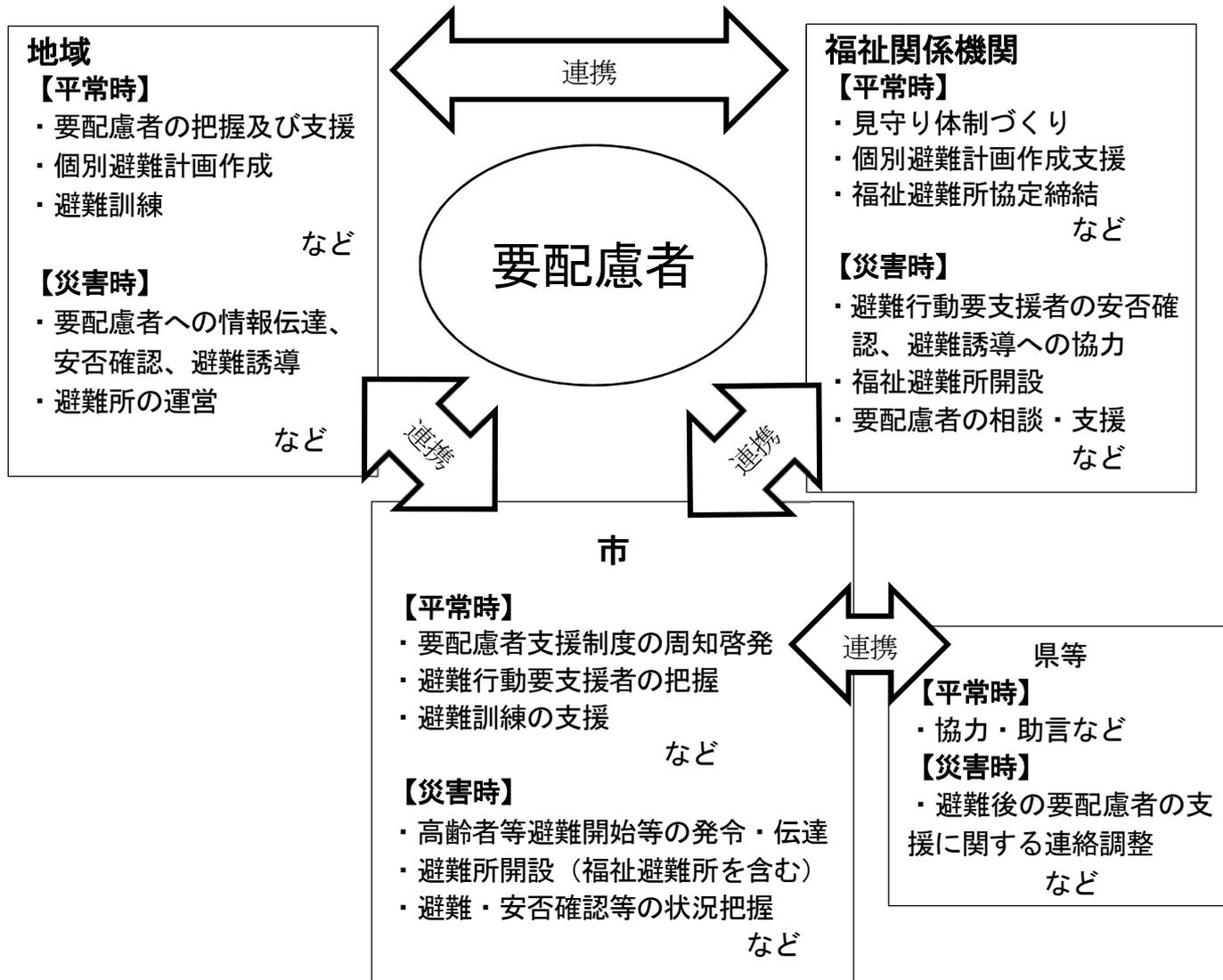
〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者及び避難支援等実施者へ避難指示・高齢者等避難等の情報伝達の協力
- イ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導への協力
- ウ 避難所での要配慮者支援への協力

- ④ 地域づくり協議会、地区社会福祉協議会
- 〈平常時〉
- ア 要配慮者避難支援体制づくりを地域で進める主体となることができる。
 - イ アを地域で進める際には、自主防災会と民生委員・児童委員等の連携調整。
- ⑤ 消防団
- 〈平常時〉
- ア 要配慮者の見守り体制づくりへの協力
- 〈災害時〉
- ア 避難行動要支援者及び避難支援等実施者へ避難指示・高齢者等避難等の情報伝達
 - イ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の協力
- (3) 関係機関
- ① 社会福祉施設（入所施設・通所施設）
- 〈平常時〉
- ア 自主防災会（自治会）が行う個別避難計画作成の協力
 - イ 福祉避難所等として市と協定締結、受入支援・人材派遣等の協力
- 〈災害時〉
- ア 避難行動要支援者の安否確認、避難支援（移動）への協力
 - イ 福祉避難所等としての要配慮者の受入協力
- ② 地域包括支援センター、ケアマネージャー、その他福祉サービス事業者
- 〈平常時〉
- ア 要配慮者の見守り体制づくりへの参加
 - イ 要配慮者への避難支援制度周知啓発
- 〈災害時〉
- ア 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導への協力
 - イ 指定避難所、福祉避難所等での要配慮者の相談・支援
 - ウ 要配慮者支援を進める災害対策本部等関係機関への協力
- ③ 社会福祉協議会
- 〈平常時〉
- ア 地域福祉の推進（見守り体制づくり）
 - イ 災害ボランティア支援本部の設置に向けた市との連携、資機材の確保
 - ウ 災害ボランティア支援本部立上げに必要な人材確保、育成、協働体制づくり
 - エ 要配慮者支援のためのボランティア確保
- 〈災害時〉
- ア 災害ボランティア支援本部の設置、運営
 - イ 要配慮者の福祉ニーズ把握、相談、避難所における支援
 - ウ 災害援護資金貸付相談を受け付け
- ④ 静岡県（静岡県西部健康福祉センター、静岡県西部地域局等）
- 〈平常時〉
- ア 情報伝達体制の整備に関する助言
 - イ 個別避難計画作成への助言、情報提供
 - ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言
- 〈災害時〉
- ア 静岡県災害対策本部西部方面本部各班の対策に関する調整
 - イ 避難後の要配慮者の支援に関する連絡調整

- ⑤ 消防本部
 - 〈平常時〉
 - ア 要配慮者の避難支援体制整備への協力
 - 〈災害時〉
 - ア 被災者の救助及び安否確認等への協力

要配慮者支援の推進体制イメージ



第3章 避難支援の実施体制

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、防災情報の伝達体制の整備に努めるとともに、高齢者等避難の発令等避難が必要な段階において、要配慮者が避難支援を受けられない場合、避難支援等実施者が支援を行えない場合等に備え、避難支援相談窓口等を設置し、要請等に対応します。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援等実施者は、災害発生時に個別避難計画に基づく支援を実施することとなります。何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災会へ連絡します。

自主防災会は、避難支援等実施者の代わりに避難支援を実施しますが、実施できないときは、避難支援相談窓口等へ連絡します。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に要配慮者の受入れや避難支援体制の整備に努め、高齢者等避難発令の際は、迅速に避難支援を行うものとしします。

2 情報伝達体制

(1) 要配慮者及び避難支援等実施者への情報伝達

情報の伝達は、防災行政無線、広報車など様々な手段を総合的に活用して実施します。

＜情報伝達手段＞

① 一斉伝達

ア 防災行政無線（同報無線）

② 直接伝達

ア 広報車、消防団による広報

イ 自主防災組織、避難支援等実施者等による直接的な声掛け

③ 放送事業者

ア テレビ放送

イ ラジオ放送

④ 情報通信

ア 磐田市ホームページ

イ 緊急速報メール

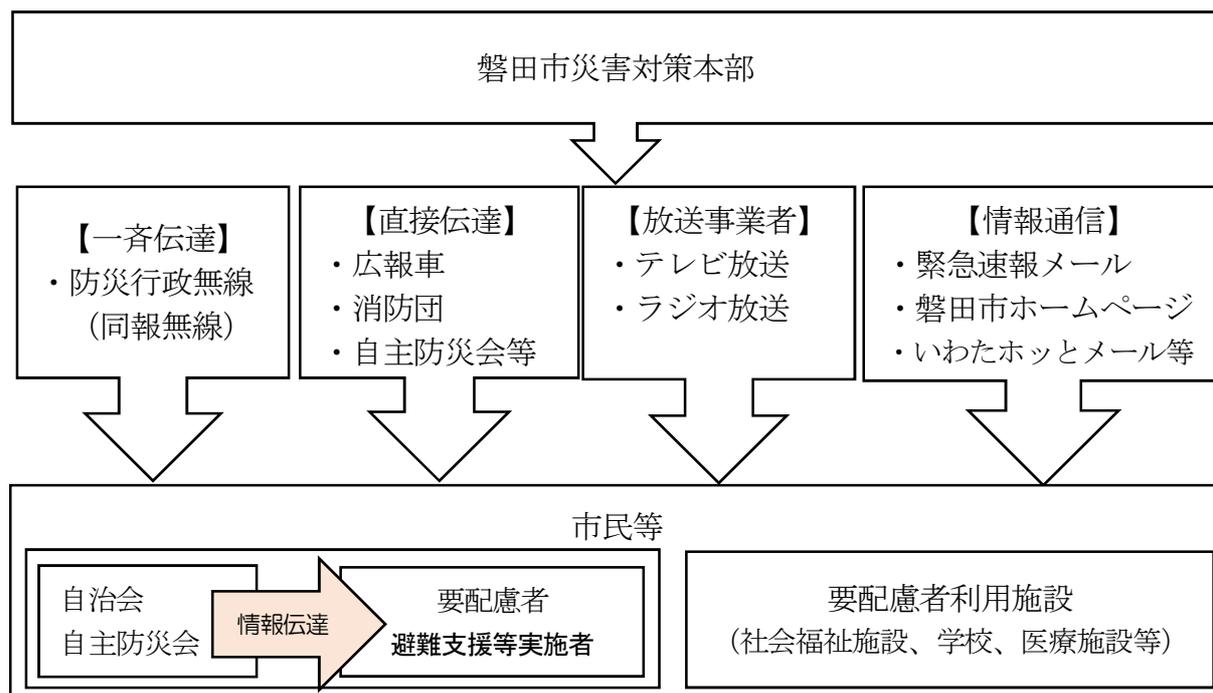
ウ いわたホットメール

エ 磐田市LINE 公式アカウント

オ 磐田市広報担当ツイッターアカウント

カ 磐田市公式フェイスブックページ

情報伝達のイメージ



(2) 避難支援関係機関への情報伝達

社会福祉施設等の避難支援関係機関への情報伝達は、上記(1)の手段によって伝達するとともに、必要に応じて個別に情報を伝達します。

3 要配慮者の避難支援方法等の普及

市は、被災リスクの高い要配慮者の情報収集・共有や個別避難計画の必要性、管理方法、要配慮者の状況に配慮した避難支援方法等について、広報紙等を通じて普及を図ります。また、要配慮者参加型の避難訓練や自主防災リーダーの育成により体制を強化します。

4 避難支援訓練の実施

市及び避難支援等関係者は、避難支援体制の充実を図るため、「総合防災訓練」、「地域防災訓練」、「津波避難訓練」などの訓練において、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援をはじめとした要配慮者参加型の訓練等を実施します。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

避難行動要支援者の安否情報は避難所において収集するほか、市に安否情報収集窓口(要配慮者支援班)を設置して収集に努めます。

(2) 避難支援等実施者からの報告

避難支援等実施者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は安否情報収集窓口に報告するものとします。

6 突発型災害（大規模地震）への要配慮者対応について

(1) 要配慮者・家族等の対応

要配慮者及びその家族は、要配慮者自ら生命を守るために、普段から避難方法の確認や避難支援等実施者との関係づくり、避難先での日常生活確保のための必要最小限の資材等の確保に努めます。

(2) 突発型災害発生時の対応について

① 市の対応

災害対策本部・支部は、自主防災会等との連携により、要配慮者を含めた市民の安否確認及び被害状況の把握し、避難所の開設等により地震災害応急対策に努めるとともに、必要に応じて2次的避難所として福祉避難所の開設準備を進めます。

また、必要な限度で避難支援等関係者等に避難行動要支援者（対象者）名簿の情報を提供します。

② 地域の対応

避難支援等実施者は、地震発生直後、津波や山崩れ等の2次災害は発生する恐れがない場合に、本人及び家族の安全確保・安否確認をした後、個別避難計画に基づく支援を進めます。

何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災会へ連絡します。

自主防災会は、避難支援等実施者の代わりに避難支援を実施しますが、実施できないときは、避難支援相談窓口へ連絡します。

第4章 避難所における支援体制

1 要配慮者の避難について

(1) 要配慮者の避難想定

静岡県第4次地震被害想定においてレベル2の地震・津波で1週間後の避難所避難者に占める要配慮者数は、身体障害者約1,600人、知的障害者約300人、精神障害者約200人、要介護認定者約1,400人、難病患者約300人。各属性間の重複があるものの単純に合計をすると約3,800人の避難を要する要配慮者が想定されています。

さらに、要配慮者は、高齢者や障害者に限らないことから、これ以上の数の要配慮者の避難も想定されます。

(2) 段階的避難場所の設定

福祉避難所運営班は、災害の被害状況により福祉避難所を開設し、要配慮者のニーズ及び受入協定施設の状態を確認後、受入可能人数などの調整を行います。

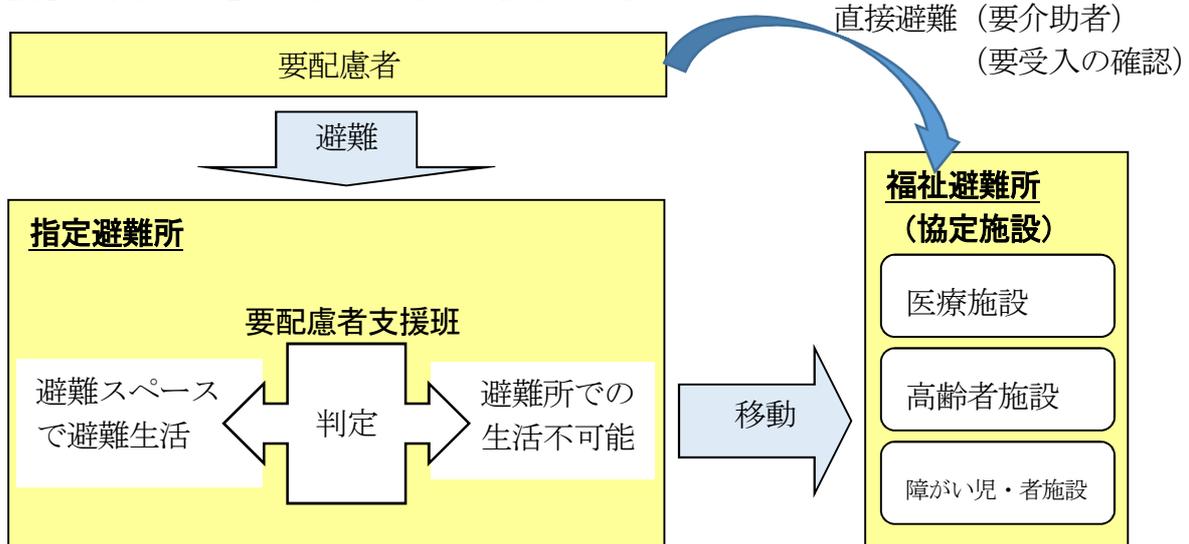
要配慮者は、急性期の医療支援が求められる場合を除き、最寄りの指定避難所に避難し、要配慮者支援班の指示する避難スペースを使用します。

要配慮者の身体状況等により、指定避難所での生活が困難である場合は、要配慮者班から災害対策本部に福祉避難所への受入れ支援を求めます。

なお、要配慮者のうち、施設と受入の確認が取れている者については、状況により福祉避難所開設前に施設へ移動することができるよう調整します。

要配慮者の避難行動イメージ

災害発生時等に自宅等で安全が確保できないとき



(3) 要配慮者支援のための人材確保

福祉避難所運営班は、要配慮者支援のための人材確保を進めるために、介護保険事業所や医療関係機関、地域の人材を掘り起こす等、あらかじめ指定避難所及び福祉避難所の運営に協力できる人材の登録制度を創設するとともに、専門的人材確保について、国や県、防災協定自治体等からの人的支援を得られるよう連携を図ります。

2 指定避難所における支援体制

(1) 要配慮者班の事前整備

自主防災会は、平常時から民生委員・児童委員、福祉委員等と連携し、災害発生時等の協力体制を構築します。

(2) 要配慮者用窓口の設置

要配慮者班は、災害時に各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、個別避難計画をもとに要配慮者からの相談対応や情報伝達等を実施します。

(3) 要配慮者避難スペースの確保等

市は、施設管理者と協議し、あらかじめ指定避難所における要配慮者のための避難スペースを確保します。

また、避難スペースのバリアフリー化等を進めるとともに、要配慮者支援班、施設管理者、自主防災会、地域福祉関係者等が協働し、要配慮者に配慮した施設の利用方法を確認・改善します。

(4) 避難所からの迅速・具体的な支援要請

要配慮者班は、要配慮者からの相談等に対応するとともに、避難所で対応できないニーズについては、市の要配慮者支援班に迅速に支援要請することとします。

市は、関係機関等と連携して対応します。

(5) 避難所における要配慮者支援への理解促進

大規模災害時、避難所のスペースや支援物資等が限られた状況においては、避難者全員または要配慮者全員に対する機会の平等・公平性だけでなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応することになります。

その際、高齢者、障がい者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から臨機応変に対応することが求められるため、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めておきます。

※ 要配慮者班のイメージ

【構成】

自主防災会が中心となり、事前に地域住民の中からリーダーとして活動できる福祉関係者の協力を得られるよう調整しておきます。

- ① 保健・医療関係：小中養護教諭、被災地居住の保健師・看護師、理学療法士等
- ② 介護関係：ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等
- ③ 地域福祉関係者：民生委員・児童委員、福祉委員、地域福祉活動ボランティア等

【業務例】

- ・避難所における要配慮者用窓口の設置、要配慮者からの相談対応
- ・避難所における要配慮者の避難状況の確認、未確認者の確認
- ・避難所内・外における要配慮者の状況・要望（ニーズ）の把握
- ・要配慮者への情報伝達、支援物資及び要配慮者に配慮した避難スペースの提供
- ・対応できない要配慮者のニーズについて、市の要配慮者支援班への支援要請
- ・避難所において活動する保健師、看護師、ボランティア等との情報共有・提携等
- ・要配慮者の福祉避難所への移送の検討、相談等

3 福祉避難所の設置と支援体制

(1) 福祉避難所の指定要件

市は、福祉避難所の対象となる者の数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定基準、指定目標を設定します。

① 指定基準

災害対策基本法施行令第20条の6

5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

内閣府令で定める基準（災害対策基本法施行規則第1条の9）

- 1 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 3 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

② 指定目標

市は、予め平常時に社会福祉施設を運営する法人等と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しており、令和5年3月末時点で保健・福祉・医療施設等の52施設を福祉避難所として指定しています。

国土強靱化地域計画において「令和8年3月末までに55施設の指定」を目標に定め、高齢化等に伴う要配慮者の増加に対応した避難先の確保を目指し、協定施設の拡大を進めています。

(2) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入

市は、災害発生後、被災状況に応じて速やかに福祉避難所の開設準備を進め、受入可能と判断した施設について順次福祉避難所を開設します。

なお、福祉避難所を開設時には、指定避難所及び関係機関へ周知します。

(3) 福祉避難所の運営体制の整備

① 福祉避難所の活動支援

市は、福祉避難所と災害対策本部等との連絡・調整やボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置します。

また、市職員や静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DWAT）等により、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等の配置を目指し、支援にあたります。

② 福祉避難所の物資・器材の確保

市は、災害発生時等に速やかに物資・器材を確保できるよう調達先リストを整備し、活用できるようにしておきます。また、関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図ります。

【物資・器材の例】

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベット、担架、パーテーション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、尿管器、ストーマ用装具、気管孔エプロン酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具

(4) 福祉避難所の閉鎖

避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な現状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

第5章 避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成

災害発生時等に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に重点を置いて支援体制を整備します。

1 避難行動要支援者の把握

市は、高齢者や障がいのある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき、次に掲げる者のうち、在宅である者を避難行動要支援者とします。

	避難行動要支援者基準	担当課
1	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者	高齢者支援課
2	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	福祉課
3	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうち静岡県療育手帳交付規則に基づく事務処理要領で規定するA1・A2・A3の判定を受けている者	福祉課
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	福祉課
5※	特定疾患医療受給者(難病指定患者)	静岡県 疾病対策課
6	75歳以上の高齢者のみ世帯	市民課
7※	自ら避難行動要支援者名簿への登録を希望した者等、避難行動要支援者に準じる状態にあると認められる者	各課

※印については、対象者のうち災害発生時等に自ら避難することが困難であるとして避難行動要支援者名簿登録兼情報提供同意書(様式3)を提出した者。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市で定めた対象者を全て登録した避難行動要支援者（対象者）名簿と、避難行動要支援者が災害発生時等に円滑かつ迅速な避難を受けられるようにするため、平常時から避難支援等関係者への情報提供に同意した者のみを掲載した災害時等避難行動要支援者（同意者）名簿の2種類の避難行動要支援者名簿を作成し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するための基礎とします。

(1) 避難行動要支援者（対象者）名簿記載事項

- ① 氏名
- ② 年齢（生年月日）
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他参考事項

(2) 避難行動要支援者（同意者）名簿記載事項

- ① 氏名
- ② 年齢（生年月日）
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ その他必要とする事由

(3) 避難行動要支援者名簿の管理及び更新

市は、各避難行動要支援者名簿を保管し、情報の適正管理を徹底します。
また、必要に応じて名簿を更新します。

3 避難行動要支援者（同意者）名簿の作成及び情報提供

(1) 避難行動要支援者（同意者）名簿の情報提供に関する同意調査

市は、避難行動要支援者（対象者）名簿登録者へ避難支援等関係者への情報提供等についての同意調査を実施します。

情報提供同意者を「避難行動要支援者（同意者）名簿」に掲載し、自主防災会（自治会）、民生委員・児童委員へ提供します。

(2) 同意調査内容

平常時から避難支援等関係者への情報提供並びに個別避難計画作成及び提供への同意。

(3) 避難行動要支援者（同意者）名簿からの抹消

避難行動要支援者（同意者）名簿掲載者本人またはその家族が避難行動要支援者（同意者）名簿からの抹消を希望する場合は、抹消届出書（様式5）を市へ提出することで名簿から抹消できます（市で定めた避難行動要支援者の5及び7に該当する者は、避難行動要支援者（対象者）名簿からも抹消します。）

また、市からの文書郵送による調査等により、宛先不明となった場合も同様に抹消します。

(6) 秘密保持義務

避難行動要支援者(同意者)名簿を提供された避難支援等関係者は、次に掲げる義務を負います。

- ① 正当な理由なく名簿情報に係る災害時避難行動要支援者の秘密漏らしてはならない。
- ② 災害時等避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管し、必要以上に複製してはならない。

4 個別避難計画の作成

避難行動要支援者(同意者)名簿掲載者ごとに、個別避難計画を作成します。

ただし、避難行動要支援者本人が個別避難計画作成を希望しない場合はこの限りではありません。

(1) 個別避難計画記載・記録事項

個別避難計画の記載内容は以下のとおりとし、「個別避難計画」(様式4)を参考に作成するものとします。

- ① 自治会名等
自治会名、組(班)
- ② 避難行動要支援者氏名等
避難行動要支援者本人の氏名、性別、住所、生年月日
- ③ 避難支援等実施者
近隣住民等の協力を得て、支援者個人等を記載する
個人名での記載が困難な場合には、隣組(班)等の組織名での記載も可能
- ④ 緊急連絡先
避難行動要支援者本人が緊急時に連絡してもらいたい連絡先
- ⑤ 避難時に配慮しなくてはならない事項
避難場所、避難方法、情報伝達方法や避難経路等の避難行動要支援者の特性に合わせて必要な事項

(2) 個別避難計画の作成

市は、災害発生時等に避難支援の中心となる自治会及び自主防災会へ避難行動要支援者(同意者)名簿(様式2)を提供し、個別避難計画の作成を依頼します。

名簿の提供を受けた自治会及び自主防災会は、民生委員・児童委員、福祉委員、近隣住民等の協力を得て、個別避難計画を必要部数作成します。

避難行動要支援者に関わる地域包括支援センターやケアマネージャーは、避難支援等実施者に協力し、個別避難計画の作成を支援します。

5 個別避難計画の管理及び情報共有

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は、自治会及び自主防災会が保管し、副本は、市、避難行動要支援者、避難支援等実施者、民生委員・児童委員等が共有します。

また、災害発生時に市が必要と認めた場合は、警察、消防、障がい者関係機関、地域包括支援センター、市社会福祉協議会等の機関に写しを提供します。

(2) 個別避難計画の更新及び確認

自主防災会は、避難行動要支援者と支援者、民生委員・児童委員、福祉委員等と協力し、個別避難計画記載事項に変更があった場合は随時見直すものとします。

見直しをした場合は、情報共有者に連絡し、個別避難計画を最新の情報に更新します。

避難行動要支援者及び避難支援等実施者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別避難計画に基づく避難方法を事前に確認します。

(3) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用せず、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管、電子データで保管する場合はパスワードで管理する等、情報管理に十分配慮します。

6 避難行動要支援者(同意者)名簿及び個別避難計画の活用

自治会及び自主防災会は、災害発生時等に備え、地域防災訓練等において避難行動要支援者(同意者)名簿及び個別避難計画により、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の方法等を確認します。